（保有個人データに関する事項の公表等）

第32条　協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと（第３号については、「保有個人データの開示等の請求手続」としてホームページに掲載する。）、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

一　協会の名称

二　全ての保有個人データの利用目的（第24条第４項第１号から第３号までに該当する場合を除く。）

三　次項、次条第１項、第34条第１項、第35条第１項又は同条第２項の規定による請求に応じる手続

四　協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

２　協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二　第24条第４項第１号から第３号までに該当する場合

３　協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（保有個人データの開示）

第33条　協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）に係る請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　他の法令に違反することとなる場合

２　協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、協会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

３　他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（保有個人データの訂正等）

第34条　協会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人からその内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

２　協会は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合、協会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第35条　協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

２　協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第23条第１項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　協会は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、協会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

（開示等の請求等に応じる手続）

第36条　協会は、第32条第２項の規定による求め又は第33条第１項、第34条第１項若しくは前条第１項若しくは第２項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関して、以下の手続のとおり応ずるものとする。

一　相談窓口への郵送

本人に対して、以下のものを相談窓口宛に郵送することを求める。

①　「保有個人データ開示等請求書」（別紙10）

②　本人確認書類

③　手数料等相当分の郵便切手

二　本人確認手続・本人確認書類

本人確認は以下の本人確認書類の写しを確認することによる。

①　運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（個人番号の記載された面は送付しないことを求める。）等の官公庁が発行した顔写真付き本人確認書類の写し・・・１点の送付を求める

②　健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類の写し・・・２点の送付を求める

三　手数料等

本人から開示等の請求等があった場合、１つの請求につき、次の手数料等を郵便切手により収受する（複数の請求が同時にある場合はその合計金額に相当する郵便切手を収受する。）。なお、開示等の請求等に応じられない場合も手数料等は返金しないものとする。郵便制度が変更された場合、下記の手数料等を変更するものとする。

①　開示請求（郵便による回答）

㋐　事務手数料（１件）……300円

㋑　郵便料金……82円

㋒　簡易書留料金……310円

合計692円

②　利用目的の通知、訂正等、利用停止等請求（郵便による回答）

㋐　郵便料金……82円

㋑　簡易書留料金……310円

合計392円